

会 議 録

行田市教育委員会 平成25年第1回1月定例会

招集年月日	平成25年1月31日(木)	開会場所	行田市教育委員会 2A会議室		
開閉の時刻 及び宣言者	開会1月31日(木) 午後2時00分 閉会1月31日(木) 午後3時50分		委員長 岸田 昌久 委員長 岸田 昌久		
委員長	岸田 昌久	委員長職務代理者	町田 祥子	仮議長	
席次番号	出席の委員氏名	摘 要			
1	岸田 昌久				
2	町田 祥子				
3	鹿山 高彦				
4	阿部 祐見子				
5	中村 猛	(教育長)			
議 事 参 与 者			書 記		
学校教育部長	大谷 恭栄	書記長	藤間 英夫		
生涯学習部長	風間 祥一	書記次長	梅澤 清志		
学校教育部次長兼教育総務課長	藤間 英夫	書記	橋本 卓也		
生涯学習部次長 兼教育文化センター所長兼中央公民館長	門井 輝秋				
生涯学習部次長 兼スポーツ振興課長	河野 利和				
学校教育課長	柏瀬 裕之				
副参事兼学校給食センター所長	小管 秀行				
教育研修センター所長	松井 正俊				
ひとつくり支援課長	福原 智				
文化財保護課長	中島 洋一				
郷土博物館長	大山 能則				
生涯学習部副参事	萩原 康弘				
図書館副館長	満井 房子				
学校教育課主幹	矢野 渡				
教育研修センター副所長	石川 光里				
教育総務課主査	柿沼 宏和				

会議事件名		顛	末
会 議 の 進 行 状 況		市民憲章唱和	
		委員長 議案3件、報告事項2件だが、日程第2議案第2号については個人情報に関する案件であることから非公開とし、その他については公開としたいがよいか。	
		【全委員承認】	
		委員長 日程に先立ち、12月定例会の会議録について事務局に報告を求める。	
		書記次長 12月定例会会議録報告	
		委員長 何か意見等あるか。	
		【全委員承認】	
		委員長提案、書記次長議案朗読	
	議案第1号 行田市入学準備金貸付条例施行規則の一部改正について	教育総務課長 議案第一号についてご説明させていただく。3枚目の新旧対照表をご覧ください。この表は改正前と改正後を対照する表である。下線部が改正場所である。まず、本規則の第10条にある「一(いつ)」を「いずれか」に改めるものである。次に第14条第3号で「市議会文教経済委員会委員長」を「市議会総務文教常任委員会委員長」に改めるものである。それぞれ字句の訂正、用語の整理である。次のページをお願いします。本文規則に定められている申請書等の添付様式中にある字句の訂正である。まず様式第1号で下線部の保証人を連帯保証人へ改正させていただく。1枚めくっていただきまして様式第4号関係でございます。やはり下線部であるが、保証人を連帯保証人へ改正させていただく。次に様式第5号関係である。やはり記名をする部分であるが、保証人を連帯保証人という形に改正させ	

<p style="text-align: center;">会 議 の 進 行 状 況</p>	<p style="text-align: center;">議案第3号</p>	<p>ていただく。改正点は以上である。なおこの規則は公布の日から施行するものである。</p> <p>委員長 これは規則なので教育委員会の承認を以って効力を発するものである。今回は用語の整理ということであるが何か質問等はあるか。</p> <p>町田委員 保証人から連帯保証人へ改正されるということだが、理由は本則中には連帯保証人と記されているため、その整合を図るという説明だったが、これまで連帯保証人と本則中に明記されているにもかかわらず保証人と記さなければならなかった理由が何かあったのか。</p> <p>教育総務課長 記述が保証人となっており、全くの誤記である。</p> <p>町田委員 保証人と連帯保証人では全く違う意味を持つと伺ったのでここは大変なところだったかと思います。早く気が付くことができ良かったと思う。</p> <p>鹿山委員 様式だが連帯保証人の部分に㊟とあるが、これは認印で良いのか。それとも実印なのか。</p> <p>教育総務課長 認印でよい。</p> <p>委員長 他に何か質問等あるか。</p> <p style="text-align: center;">【全委員承認】</p> <p>委員長提案、書記次長議案朗読</p>
--	--	---

<p>行田市立図書館雑誌スポンサー制度実施要綱の制定について</p>	<p>生涯学習部長</p> <p>議案第3号行田市立図書館雑誌スポンサー制度実施要綱の制定についてご説明させていただきます。提案理由にあったようにこの雑誌スポンサー制度は、閲覧用の雑誌の最新号に民間企業や団体の名称及び広告を表示したビニールカバーをかける代わりに雑誌の購入代金を負担していただく制度である。今までも最新号にはビニールカバーをかけていたが、この制度を取り入れた場合には、表紙の部分にこの本の提供元である会社の名前をカバーに貼るという形である。本の裏面カバーには本の大きさに合わせて、提供会社の広告を載せる制度である。本によって大きさが違うが、それぞれに合わせたビニールカバーを用意して企業の広告を表示する代わりに雑誌をいただき、市民の方々に提供するという制度である。</p> <p>この制度を導入することにより、図書館資料の確保と共に雑誌コーナーの充実を図り、市民へのサービス向上を図るものである。そして民間企業等にとっては企業の地域貢献活動を市民に広く周知できると同時に、高い広告効果が期待できると考えている。ここ数年、図書館の入館者数はやや減少傾向にあるとはいえ年間では約34万人以上の入館者がいる。1日平均にすると1,000人以上の方が図書館を利用している。また近年の不景気による個人の雑誌購入の手控えにより図書館へ雑誌閲覧を目的に来館する方が増えている。このようなことから、本市においても雑誌スポンサー制度を導入することは市、企業また市民にとっても有益な手段と考え、この度、制度導入にあたり実施要綱を制定するものである。</p> <p>次のページを見ていただきたい。実施要綱の各条項についてご説明させていただきます。</p> <p>第1条は、雑誌スポンサー制度の趣旨を定めたものである。なお参考として資料2の行田市広告掲載要綱を添付している。市ではすでに市の資産等を広告媒体として活用し、民間企業等の広告を掲載する場合の基準を定めた行田市広告掲載要綱がある。雑誌スポンサー制度における広告掲載の基準については、広告掲載要綱第3条に基づく、市の品位、公共性及び公益性を損なわないもの、また広告掲載をしない企業の業種又は事業等についても、この広告掲載要綱に準じて雑誌スポンサー制度を運用していくものである。その他、広告掲載要綱に規定がないものを雑誌スポンサー制度実施要綱に定めようとするものである。第2条は、雑誌スポンサー制度の定義を定めるものである。</p>
------------------------------------	---

	<p>第3条は、広告主の雑誌選定について定めるものである。第4条は、雑誌の最新号閲覧用カバーに表示する広告の規格等について定めるものである。第5条は、雑誌の広告表示期間等について定めるものである。第6条は、申込方法について定めるものである。第7条は、広告主の決定について定めるものである。第8条は、広告主との契約について定めるものである。第9条は、広告主の支払方法について定めるものであり、第1号は、雑誌の購入代金の支払方法について、第2号は、振込手数料の負担について定めるものである。第10条は、「この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める」と規定しているが、これは添付した参考資料1の雑誌スポンサー制度実施基準を指すものであり、実施基準には要綱の運用にあたり、具体的な事項を定めるものである。次に附則だが、施行日を平成25年3月1日とするものであり、これは市内企業に対する周知を、市報ぎょうだ3月号によって行なうことを予定しているからである。</p> <p>委員長 実施基準とはどのようなものか。</p> <p>生涯学習部長 要綱では細かく規定していない部分について、企業から申込みがあった時に理解されやすいように基準を作成したものである。</p> <p>委員長 他に何か質問等はあるか。</p> <p>鹿山委員 スポンサーになる企業の出費は、雑誌の購入代金と振込手数料だけなのか。</p> <p>生涯学習部長 そのとおりである。</p> <p>鹿山委員 カバーの代金はどうか。</p>
--	---

	<p>生涯学習部長 カバーについては先ほどご説明したとおり、最新号については以前から使用しているカバーを利用してもらう。</p> <p>鹿山委員 雑誌リストには何種類の雑誌があるのか。</p> <p>生涯学習部長 今年度では図書館で購入している雑誌、週刊誌等、その他月刊誌を含め、雑誌リストには101冊ある。この中から選んでいただき、希望のある方がいれば先着順に受付をし、広告内容等が基準に合えばスポンサーになっていただく契約をさせていただくということになる。</p> <p>阿部委員 現在、リストには101冊が増えるということもあるのか。</p> <p>生涯学習部長 101冊以外に私の企業はこの雑誌でというものがあれば、雑誌の内容にもよるが図書館と協議をさせていただいて問題が無ければその雑誌を提供させていただくことは可能である。</p> <p>阿部委員 スポンサーが付く雑誌と付かない雑誌があるということか。</p> <p>生涯学習部長 そのとおりである。</p> <p>阿部委員 企業にとっては人気のある雑誌のスポンサーをやりたいわけだからその様なことも考えられるということか。</p> <p>生涯学習部長 そのとおりである。</p> <p>阿部委員 ビニールカバーの表紙にスポンサー名が入るとのことだが、その位置は資料のとおりなのか。あまり良い場所ではないと思</p>
--	---

		<p>うが。</p> <p>生涯学習部長 企業とすると表紙はその号で大切なものだと思うが PR 用なので真ん中寄りになることは仕方が無いかと思う。</p> <p>阿部委員 裏面に広告が入るのではないのか。</p> <p>生涯学習部長 そのとおりである。</p> <p>阿部委員 表紙で雑誌を選ぶ人が多い中、この位置はあまり良い位置ではないと思う。</p> <p>生涯学習部長 位置については検討させていただきたい。</p> <p>委員長 他に何か質問等はあるか。</p> <p>町田委員 先ほど、リストで101冊という報告があったが全ての雑誌にスポンサーが付くことは難しいという考えで経済効果というのは変だが、どのくらいの見込みでいるのか。</p> <p>生涯学習部長 週刊誌については、1冊平均で年間17,000円から25,000円、月刊誌については1冊で約7,000円から20,000円の負担となる。問題は、手を挙げていただける企業が何社あるかということと、1社あたりどれだけの冊数の申込みがあるかということで大分違ってくる。県内ではすでにこの制度に取り組んでいる自治体があるが、参加している企業は多くはない。行田市の101冊の雑誌リストから考えると新しくスポンサーになっていただける企業や申込み冊数は多くないと思う。しかし、受皿作りという点では市民へのサービスという部分を考えると良い制度だと考え提案をさせていただいた。</p>
--	--	---

	<p>委員長 他に質問等はあるか。</p> <p>鹿山委員 バックナンバーはどのくらい確保しているのか。</p> <p>生涯学習部長 雑誌については、図書館の資料除籍基準に基づき、2年間保管している。3年目になると欲しい方に差し上げるなどリサイクルというかたちで廃棄している。開架書庫、閉架書庫あわせて2年間分保管されている。</p> <p>鹿山委員 分かった。</p> <p>町田委員 実施基準第6条だが、広告内容の基準ということで第10号まであげられているが、第2号と第9号の健全育成の観点から不適切なもの、または適切ではないものと書かれているが内容が重なっているように思える。これは市の広告掲載要綱に基づいて作成されたものだと思うが、市のほうでは業種や事業にまず基準を設けて、さらに内容について基準を設けているという二つの段階で作成されているがスポンサー制度実施基準では特に制限ということは無く、全て受け入れるという様に思えたが第6条で雑誌の内容できっちり制限を加えていく様に受け取った。しかし、第2号と第9号の青少年の健全育成に関する内容は教育委員会なので力を入れるのは当然だが、この文章を二つ入れたのはどういった意味なのか。</p> <p>生涯学習部長 ご指摘のとおり、広告の基準については市の広告掲載要綱に基づいたもので、再掲というかたちで企業に説明するときこういう基準の中では掲載できませんということを示すために作成したものである。確かに文言が少し違うだけで内容は同じであるが、あえて載せて明確にさせていただいたものである。</p> <p>委員長 市はなぜ広告掲載要綱第3条の第2項と第3項で分けている</p>
--	--

		<p>のか。</p> <p>生涯学習部長 町田委員のご発言のとおり広告掲載要綱第3条の第2項については、業種や事業について注目した部分であり、第3項については広告の内容について分けているものだと考えている。</p> <p>委員長 実施基準は今回初めて作成されたのか。</p> <p>生涯学習部長 要綱に合わせて細かい実施基準を制定させていただきたいということで、参考であるが添付させていただいた。</p> <p>委員長 市の広告掲載要綱を土台に実施基準を全く新しく作成したということか。</p> <p>生涯学習部長 そのとおりである。</p> <p>委員長 元となる市の広告掲載要綱は第3条第2項の事業、業種の部分と第3項の内容の部分で別れているが、実施基準では合わせているわけか。</p> <p>生涯学習部長 別項にしないで合わせた形にしたものである。</p> <p>委員長 仮に第1号と第2号を省いたらどうだろうか。</p> <p>生涯学習部長 第2号と第9号が同じ内容ということであるので第2号を削除し、第9号を生かして一つずつ号を繰り上げるということにさせていただきたい。</p>
--	--	--

	<p>報告事項 生徒指導(いじめ・不登校)に関する調査について</p>	<p>委員長 それでは第2号と第9号は意味が重なることから第2号を削除し、号が繰上げになるということによろしいか。</p> <p>町田委員 はい。</p> <p>委員長 もう一度確認するが、今回新しく作成された実施基準案第6条第2号を削除し、以下の号を繰り上げるという案にするということによろしいか。</p> <p style="text-align: center;">【全委員承認】</p> <p>学校教育課長 報告事項生徒指導(いじめ・不登校)に関する調査についてご説明させていただく。これは、埼玉県が学期に1回実施を行なっている調査で、本年度の4月1日から12月31日までのいじめ・不登校の件数である。なお、今回の調査から新たに付け加わったものがある。まずいじめについてだがいじめが疑われる行動件数、いじめアンケートの実施回数、学校生活についての保護者アンケートについての3点が新たに追加されたものである。</p> <p>いじめアンケートについてご説明させていただく。小学校はいじめの認知件数が1件、解消件数が1件である。いじめが疑われる問題行動の件数が1件である。また、児童対象のいじめアンケートは1回行なった小学校が8校、2回行なった小学校が8校である。なお、前年度同時期のいじめの認知件数は1件だった。次に中学校はいじめの認知件数が20件、解消件数が15件、継続指導中が5件、いじめが疑われる問題行動の件数が22件である。また、生徒対象のいじめアンケートは1回実施した中学校は2校、2回が5校、3回が1校である。前年度同時期のいじめの認知件数は3件である。いじめの内容は複数に係わることもあり重複する部分もあるが、最も多かった内容は「ひやかし」や「からかい」、「悪口」や「脅し文句」、「嫌なことを言われる」が17件である。次に多かったものが「ぶつかられた」や「叩かれた」、「蹴られた」が7件、「仲間はずれ」や「無視」が4件、「携帯電話による嫌がらせ」が1件である。</p>
--	---	--

また、今回新しく追加されたものだが、いじめが疑われる問題行動は小学校では登校班で1人の児童が悪ふざけをするや中学校では女子生徒のグループ間で悪口を言い合っている等、いじめの認知とはいかないものの学校が問題行動として捉えた件数である。特に中学校で前年度同時期と比較して認知件数が大幅に増えた理由については、教職員を中心に学校現場でいじめへの問題意識が高まっていたためと考えている。また、いじめに係わる保護者アンケートについてだが、1月中に各学校で実施し、2月15日までに学校教育課に報告が上がってくることになっている。また学校教育課での各学校へのいじめの対応についてだが、特に大津市での事件が起こった後は校長会での指導は勿論のこと、学校訪問時にはいじめの防止と起こった際の迅速で誠意ある対応について指導を重ねてきた。

次に不登校の現状についてだが12月31日現在で小学校は9件、中学校は41件である。前年度同時期と比較して小学校では6件減少、中学校は24件の減少である。この減少の理由としては各学校で相談活動の充実と不登校対策を強化し、教育研修センターで不登校生徒のいる学校を全て訪問し、指導を行なったことが要因となったと考えている。

委員長

先ほど、いじめの件数が前年度同時期から大幅に増えたことについてはこのような原因ではないかと言われたが、他の部分についてはどうか。例えば小学校のいじめが1件や不登校が9件ということについてだが。

町田委員

不登校の件数だが、生徒が不登校になる理由がいじめとの関係というのはどのくらい把握されているのか。

学校教育課長

全てを把握しているわけではないが、今回のいじめの実態把握の中でもいじめが原因で不登校になった児童生徒がいた。

委員長

勿論、学校等で対応はしていると思うが、町田委員がおっしゃった様に不登校の原因についても様々な理由があると思う。特にその内容を把握して改善すべきものは改善していくべき

	<p>だと思ふ。</p> <p>これは各小・中学校でいじめに関する調査をした結果の報告だと思ふが、毎月行なっているいじめホットライン等の経過についての報告は何かあるか。</p> <p>学校教育課長</p> <p>前回報告した件数と変わらず電話の相談が1件、メールの相談が1件あった。</p> <p>委員長</p> <p>それを少ないと捉えるか少なすぎると捉えるかは分からないが。</p> <p>阿部委員</p> <p>またはいじめホットラインに連絡しなくても、教員に相談ができているということの裏返しだと思ふ。聞いてくれている先生がいるから自分で悩まないでいられるし、使わないで済んでいるかと思ふ。</p> <p>学校教育課長</p> <p>今回の調査で各学校から提出されたもので感じたものは教員、相談員等が細かく声掛けを行ない、注意深く見るようになったことが原因かと思はれる。それぞれの子ども達を注意深く指導している様子が感じられた。</p> <p>阿部委員</p> <p>例えばいじめられている子どもが相談をした時に、いじている子どもの名前が出ると思ふが、教員や相談員はその子どもにも指導をしているのか。</p> <p>学校教育課長</p> <p>「悪口」、「からかい」、「ズボンを下ろす」という事案があった場合はまず教員が1人1人に事実確認を行ない、指導を行なう。その後、いじめた子が謝罪をするように指導し、保護者に連絡をするという流れである。まず事実確認、指導、その後謝罪と保護者に連絡という流れが各学校で多い対応である。</p>
--	---

	<p>阿部委員</p> <p>その対応で治まるのか。その後のフォローも当然していると思うが、以前よりいじめが酷くなったということは無いのか。</p> <p>学校教育課長</p> <p>現在は解消しているという報告だがいつ再燃するのか分からないのでその後についてはかなり注意深く見ている。かなり急増したという20件を見ているとそれだけ教員が目を凝らしているということの表れかと思う。</p> <p>鹿山委員</p> <p>この中で特に深刻な状況になっているものはないのか。</p> <p>学校教育課長</p> <p>程度の問題だが大津市の状況のような問題は無かった。</p> <p>委員長</p> <p>国でも相談員に関する予算を多くするということがあったが、人数を多くすることも大切だと思う。しかし相談に来るようになるといっても行き辛い状況だと思うので、以前に計画した全員を相談するなどの方法も話は進んでいるのか。</p> <p>学校教育課長</p> <p>校長会等でも指示をし、必ず1回は相談員との面接を行なうということで進めている。大きな学校は1年生のみという所が多いが、1年生で面談を行なうことでその後に相談室へ行きやすくなるという土壌を作るということで進めている。</p> <p>委員長</p> <p>食生活の改善についての対応も進んでいるのか。</p> <p>学校給食センター所長</p> <p>発芽玄米入りごはん給食を、3学期から週に1回程度の頻度で導入した。</p> <p>委員長</p> <p>分かった。</p> <p>私たち教育委員から希望した案件についての対応の状況につ</p>
--	---

	<p>報告事項 踏切事故防止対策について</p>	<p>いての報告も今後よろしく願います。</p> <p style="text-align: center;">【原案のとおり承認】</p> <p>学校教育課長</p> <p>小学校児童踏切死亡事故についてご報告させていただく。平成25年1月18日、行田市桜町2-24の東行田第2号踏切、第4種踏切で桜ヶ丘小学校5年生である中島君が亡くなった。事故の概要についてはこの日の午後3時40分頃に中島君が下校し、同級生の友達2人と待ち合わせをして市内中央のおもちゃ屋へ自転車で出かけた。午後4時15分過ぎに店を出て友達と別れて帰路に着いた。午後4時25分頃秩父鉄道東行田第2号踏切で中島君と自転車が羽生行き電車と衝突し、中島君は死亡した。2枚の写真が事故前の踏切の状態である。3本のポールが立っており、少しスロープ状になっている踏切である。下が防護柵を設置した後の状態である。もう1枚めくっていただくと踏切の種類の説明のイラストである。こちらにあるように第1種踏切が自動遮断機が設置されている踏切である。第2種は今ほとんど無いと思う。第3種が踏切警報機等が付いている。第4種が今回の踏切のように標識だけで装置がないということである。事故後の教育委員会の対応であるが、(1)1月21日の月曜日に臨時校長会を開催した。そこで指示した内容は次の4点である。1点目が児童生徒の交通事故防止の徹底、2点目が安全教育の充実、特に危機予測能力の育成を県の安全教育資料を基に指示した。3点目が学区内の踏切に係わる資料の提出の依頼を求めた。4点目が交通事故防止の徹底を保護者へ通知するよう依頼を通知した。(2)1月22日に市役所の企画政策課、防災安全課、道路治水課、学校教育課、行田警察署、埼玉県警察、秩父鉄道による合同の現場検証を行なった。続いて(3)1月28日月曜日に市の企画政策課、防災安全課、道路治水課、学校教育課、西小学校による西小学区内の踏切調査を行なった。これは第4種踏切で通学路となっているものが西小学区に多く、その踏切を越えてくる児童が多かったため、実態調査を行なった。次に(4)桜ヶ丘小学校に長野中学校に所属するカウンセラーを派遣する。これは現在桜ヶ丘小学校に中島君の兄弟が6年生と3年生に在籍している。その子ども達の心のケアを考えて長野中学校に要請をしているところである。今週の月曜日からその兄弟は学校に通っていて、校長の話によると元気に</p>
--	------------------------------	---

通っているということである。スクールカウンセラーの具体的な派遣は今はいらないということだった。6番の事故後の市の対応だがこれは1月25日金曜日に工藤市長が秩父鉄道の社長に東行田2号踏切の廃止を要望して、併せて市内の第4種踏切を第1種踏切に切り替えることも要望した。なお、今回の踏切の廃止に係わる長野地区説明会を2月6日に開催する予定である。(2)として1月25日金曜日に踏切に応急対応として防護柵を4台設置した。非常に自転車が通りづらくなっている。人が1人歩くのが丁度かと思われる。企画政策課が市内にある第4種踏切について今後調査していくということである。市としてこれ以上は看過できない、ご理解いただくよう地元の方々にご理解いただくよう説明していきたいということで廃止を含めて検討しているところである。

委員長

私のほうにも保護者からいろいろ要望が寄せられた。一番悲惨なことなので今回も教育委員会としてこのようなことが起きないように対応を市にお願いするつもりでいたが、報告にもあるように市が対応して下さっているということでありありがたいと思う。私自身の希望でもあり、保護者からもその様な希望が上がってきている。

学校での指導もしてはいるのだが登下校の途中の踏切がどうしても頭にあるのではないかと思う。しかし通学路以外の踏切もかなりの数がある。特に桜ヶ丘小学校というのは昔は東小学校の学区で小学校の中央部を分断して桜ヶ丘小学校として新設された小学校である。特に秩父鉄道が中心部を横断しているということで、この遮断機がない無人の踏切が多い。桜ヶ丘小学校以外、中央小学校にもあるし、そういう所を洗い出して状況を把握した上での指導、注意喚起が必要だと思う。登下校の時には確かに踏み切りを通るし、遮断機のある踏切しか通らないと思う。しかし、通学以外の時はそれ以外の所をってしまう。そういう時が危ない。教育委員会としても市長へ適切な対応をお願いしていきたい。

【全委員承認】

委員長

これより非公開とする。

	<p>議案第2号 平成24年度障害のある児童生徒の就学に関する答申について</p> <p>協議事項 市内小・中学校の暑さ対策について</p>	<p>委員長提案、書記次長議案朗読</p> <p>(非公開)</p> <p>委員長 追加協議があるためこれより公開とする。</p> <p>教育総務課長 行田地域の暑さの現状だが全国でも大変暑い地域になる。熊谷気象台の観測で特にここ数年が大変暑いという状況である。特に最高気温が30℃を超える真夏日が平成22年で85日、平成24年では77日が過去の観測データで1位と2位であった。さらに最高気温35℃を超える猛暑日だが、これも同様の傾向である。</p> <p>資料2だが今まで学校施設に対してどのような暑さ対策を取り組んできたかということを書いている。まず扇風機の設置だが平成20年度から3ヵ年にわたり、市内の小・中学校の全教室に合計2,395台設置させていただいた。昨年実施した扇風機をつけて教室の室温調査を行なったところ各教室で平均33℃を超えていた状況であった。風が当たるところでは涼しく感じるということもあったが教室全体を下げているという状況にはなっていなかった。次にミストシャワーの設置だが昨年度6月に屋外に設置したがこのミストシャワーの範囲だと平均2.8℃気温が下がる結果が出ているが、ミストシャワーの範囲内での効果しかなく施設全体を下げるという状況ではなかった。次に緑のカーテンについてだが、これは平成19年度に小学校全16校を対象に実施したものである。この結果により内と外では約0.9℃の温度差が認められたが植物の生育と管理をする上で大変手間がかかったということで学校の現場ではその生育に関して大変心をいただいた。現在では各学校の判断で実施に取り組んでいるのが実情である。1枚めくっていただいて、昨年と今年にかけて暑さ対策アンケート調査を実施した。学校に対して平成25年1月、児童生徒の保護者に対しては平成24年12月に実施した。「学校からは暑さで授業に集中でき</p>
--	--	--

ない」、「学習意欲が無くなる」などの意見が上がってきた。今後の要望をお聞きしたところエアコンの設置を検討すべきという回答が83.3%と最も高くなっていた。また、保護者に対しては小・中学校10校を対象とし、12月に2,070名の方に実施した。回収率については約83%の約1,712人の方に回答をいただいた。今後の暑さ対策の課題をお聞きしたところ教室へのエアコンの設置が約72%と最も高く、多くの児童生徒の保護者がエアコンの設置を求めているということが明らかになったものである。そこで新たな取組みとして現在の小・中学校の暑さ対策を検証した結果、現在の暑さ対策では不十分であり、更なる暑さ対策を行なう必要があるということが明らかになったものである。学校保健安全法という学校施設を管理する法律があるがその中で定められている教室の温度は10℃以上30℃以下が望ましいと規定されている。この基準を現在のままではクリアすることは難しいと判断した。以上のことから今後の児童生徒の学習環境をさらに向上していくために市内全小・中学校24校にエアコンを設置する必要があると結論に至ったものである。

委員長

協議事項暑さ対策に新たに取り組むということで市内全小・中学校24校の普通教室及び特別教室にエアコンを設置する必要があると考えられると案が出されたわけだがこのことについて何か質問及び意見はあるか。

委員長

今まで緑のカーテン、扇風機、ミストシャワーの順で設置していただいたわけだが、学校環境衛生基準は薬剤師の管轄だが鹿山委員はどうか。

鹿山委員

エアコンを設置していただくことはとてもありがたいことだと思う。保護者の方も安心できると思う。ぜひよろしくお願ひしたいと思う。

委員長

阿部委員はどうか。

	<p>阿部委員</p> <p>以前から保護者の方がお願いしていた問題なので設置していただけると喜んでいただけたらと思う。ぜひ設置していただきたいと思う。</p> <p>委員長</p> <p>町田委員はどうか。</p> <p>町田委員</p> <p>莫大な予算を元にエアコンを設置するということは本当にありがたいことなので学習環境が向上することは目に見えているが、それにも増して毎日の授業のほうで学力の向上もぜひ期待したいと思う。やはりそれだけの予算をかけていただくので、それなりの結果で市長にも返していきたいと思っている。よろしく願います。</p> <p>委員長</p> <p>現在もそうだが行田市はこれまでも教育に大変予算をかけていただき、少人数学級や英語教育も全国に先駆けて取り組んでいただいている。また、その上に莫大な予算をかけて対応していただける。市民の大切なお金を使うわけだから学力向上に反映できるようにぜひ有効に使っていただければありがたいと思う。よろしく願います。</p> <p>委員長</p> <p>以上で本日の定例会を閉会とする。</p>
--	--

そ の 他 特 に 重 要 と 認 め る 事 項

- | | | |
|---|------------|---------------------------------------|
| 1 | 次回定例会開催予定日 | 平成25年2月15日(金) 午後2時
行田市教育委員会 2A会議室 |
| 2 | 臨時会開催予定日 | 平成25年2月28日(木) 午前10時
行田市教育委員会 2A会議室 |

以上、顛末を記載して、その発言内容に相違がないことを証するため、ここに署名する。

委員長

委員

委員